

北海道大学フード&メディカルイノベーション国際拠点利用内規

平成27年3月24日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、北海道大学フード&メディカルイノベーション国際拠点（以下「本拠点」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本拠点は、家庭を核とした食・医融合によるゆるぎない健康生活の実現に向けて、食、情報、創薬・医療関連の民間企業群や国内外研究機関等と連携し、関連事業の創出を行うことを目的とする。

(利用者)

第3条 利用者は、第4条の利用資格を有する者をいう。

(利用資格)

第4条 本拠点を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第2条の目的を達成するために北海道大学（以下「本学」という。）が認めた以下の者

- ア. 本学の教職員その他これに準ずる者
- イ. 企業関係者
- ウ. 自治体関係者

(2) 本拠点に設置する共用機器の利用許可を得た者

(3) その他本拠点の管理運営責任者（以下「管理運営責任者」という）が特に認めた者

(利用条件)

第5条 本拠点を利用するにあたっては、その利用目的に次の各号に掲げるいずれかの活動が含まれていなければならない。

- (1) 産業界との共同研究及びその成果の実用化促進のための活動
- (2) 産学連携による人材育成のための活動
- (3) 本学が主催、共催又は後援する会議、行事等
- (4) その他管理運営責任者が特に認めた活動

(利用申請)

第6条 本拠点の利用を希望する職員又は外部の機関等（以下「利用申請者」という。）は、所定の利用申請書を管理運営責任者に提出しなければならない。

2 管理運営責任者は、前項の申込みを適当と認めたときは、利用申請者に利用許可書を交付するものとする。

(利用計画の変更)

第7条 前条の規定により利用を許可された者（以下「利用者」という。）が、本拠点の利用計画に重要な変更を加えようとするときは、所定の利用変更申請書を管理運営責任者に提出しなければならない。

2 管理運営責任者は、前項の申請を適当と認めたときは、利用者に変更の利用変更許可書を交付するものとする。

(利用許可の取消し等)

第8条 管理運営責任者は、利用者がこの内規に違反したときは、利用許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

2 前項のほか、本学において特に必要が生じたとき又は本拠点の運営上特に必要があるときは、利用許可を変更し、又は取り消すことがある。

(利用期間等)

第9条 本拠点を利用できる期間は、原則として5年以下とする。ただし、管理運営責任者が特に必要と認めたときは、利用期間の延長を認めることができる。

2 利用者は、利用期間を延長する必要があるときは、利用期間が満了する日の2月前までに所定の利用延長申請書を管理運営責任者に提出しなければならない。

3 利用者は、利用期間を短縮し、又は利用を中止しようとするときは、利用を終了する日の2月前までに管理運営責任者に申し出なければならない。

4 管理運営責任者は、第2項の申請又は前項の申し出を適当と認めたときは、利用者を利用延長許可書を交付するものとする。

5 利用者は、利用期間が満了したとき又は利用を中止するときは、利用施設を原状に回復のうえ、明け渡さなければならない。

(経費の負担)

第10条 利用者は、本拠点の利用に係る経費を負担しなければならない。ただし、管理運営責任者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 前項の負担額については、別に定める。

3 負担額は前納とする。ただし、特別の事情があると認められるときは、後納とすることができる。

4 既納の負担額は還付しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を還付することがある。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない事由により使用できなくなった場合

(2) 第8条第2項の規定により、利用許可を取消、又は使用を中止させた場合

5 管理運営責任者が特に必要と認めた場合は、負担額を徴収しない又は減額する場合がある。

(利用上の義務)

第11条 利用者は、利用許可を受けた目的及び方法並びに許可に付された条件に従い、施設及び設備を常に善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

2 利用者は、施設の利用に際し、関係法令及びこの内規その他本学の諸内規を遵守するとともに、施設内において行われる業務の安全確保に努めなければならない。

(利用施設の改修)

第12条 利用者は、利用計画の遂行上やむを得ず利用施設を改修するときは、事前に管理運営責任者に申し出て、その許可を受けなければならない。

2 利用施設の改修及び利用後の原状回復に係る費用は、利用者が負担するものとする。

(損害賠償等)

第13条 利用者は、故意又は過失により、施設及び設備を損傷し、若しくは滅失し、又はこの内規に違反したことにより損害を与えたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事務)

第14条 本拠点の利用に関する事務は、社会共創部社会連携課において処理する。

(雑則)

第15条 この内規に定めるもののほか、本拠点の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。